

令和4年狛江市教育委員会第8回定例会会議録

日 時 令和4年8月19日(金) 16:00～16:45

場 所 防災センター4階会議室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 佐藤 正志・鈴木 晃子・小川 敦子

事務局(議案説明者)

教育部長 上田 智弘

教育部理事(兼)指導室長 松岡 弘悟

学校教育課長 植木 崇晴

公民館長 浅井 信治

傍聴者 2名

1 審議事項

(1) 議案第29号

令和4年第3回定例会における議決事件に対する意見聴取について

(2) 議案第30号

令和5年度狛江市立学校使用特別支援学級用図書の採択について

2 報告事項

― 議会報告 ―

な し

― 行政報告 ―

な し

― 事務報告 ―

な し

教育長

ただいまから、令和4年狛江市教育委員会第8回定例会を開会いたします。本日は熊谷委員により欠席届が出されておりますので、報告します。

会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則29条」の規定により、佐藤委員を指名します。

それでは、議事日程に従い、議事を進めます。付議案件（1）議案第29号「令和4年第3回定例会における議決事件に対する意見聴取について」、審議します。本件は「狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項」に基づき、教育長が臨時代理した令和4年第3回定例会における議決事件に対する意見聴取について、承認を求めるものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長

本件につきましては、令和4年狛江市議会第3回定例会における議決事件に対し、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」に基づき、2件の条例案について、教育委員会に意見が求められたものです。

1件目、「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてです。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置した学校運営協議会について、従来の学校運営連絡協議会を発展的に解消した組織として捉え、「狛江市学校運営協議会規則」に基づき報償を支払っていましたが、改めて整理し、その身分を「地方公務員法第3条第3項第2号」に規定されている非常勤特別職に位置付け、報酬を支払うことから、本条例の別表を改正するものです。なお、報酬額については、現在の報償額と変更ありません。

2件目、「狛江市立公民館条例の一部を改正する条例」についてです。公民館の使用料の納入期限について、現在、使用日の前日としているものを、使用の開始日に改めることにより、使用当日の受付を可能にするとともに、附属設備及び備品の使用料について、規則に委任することにより、適切な整備及び更新を図るものです。なお、附属設備及び備

品の使用料については、陶芸窯以外は目的外使用に係る使用料になります。

使用料の納入期限については、令和4年10月1日以降の使用に係る使用料について適用し、附属設備及び備品の規則への委任については、令和4年12月1日以降の使用に係る使用料について適用します。

なお、市議会提出予定議案を市長部局で調整する日程等の都合上、緊急の事情があることから、「狛江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項」に基づき、令和4年7月29日に教育長が臨時代理し、別紙のとおり異議なしの旨回答しています。そのため、同規則第3条第2項の規定により、承認を求めるものです。

教育長 それでは、本件に関する質疑・御意見を伺います。

佐藤委員 1件目の「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、年度途中のこの時期になぜ条例改正をするのか教えてください。また、非常勤特別職の職員は公務員に準ずると思いますが、守秘義務に関しても適用するのでしょうか。

学校教育課長 「狛江市学校運営協議会規則」を令和4年3月に施行した際には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく設置ではあるものの、学校運営協議会は、既存組織である学校運営連絡協議会を発展的に解消した組織として捉えていたため、規則に基づき報償を支払うこととしましたが、学校運営協議会は、教育課程の編成に関すること、学校経営計画に関すること等の基本的な方針の承認等の一定の権限を持つこと、また、基本的な方針の承認等について、教育委員会に報告するように改めることから、改めて整理し、「地方公務員法第3条第3項第2号」に規定されている特別職の地方公務員に位置付け、報酬を支払うために条例を改正するものです。

守秘義務に関しては、条例改正後に改めて規則で明記いたします、法規部門と調整する予定です。また明文化することによって、改めて周知

を図っていきたいと考えております。

鈴木委員 2件目の「狛江市立公民館条例の一部を改正する条例」について、当日の納入を可とする改正を行う理由と、その検討の背景を教えてください。

公民館長 改正の理由は「利用者の利便性の向上」になります。公民館利用団体の方は、これまで使用日の前日までに使用料を納入する必要があったことから、使用する日以外にも納入するために来館いただく必要がありました。今回の改正により、当日支払いを可能とすることで、来館する回数は一度で済みますので、利便性が向上すると考えております。

教育長 他に質問等がありますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。
それでは、お諮りいたします。付議案件（1）議案第29号「令和4年第3回定例会における議決事件に対する意見聴取について」を了承することによろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、付議案件（1）議案第29号を承認します。
付議案件（2）議案第30号「令和5年度狛江市立学校使用特別支援学級用図書の採択について」、審議します。
本件は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、令和5年度に使用する狛江市立学校の特別支援学級用図書を採択するものです。詳細は指導室長より説明します。

指導室長 本件につきましては、「狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する実施要綱第9条」の規定に基づき、特別支援学級設置校の校長から、「狛江市立学校特別支援学級調査資料」のとおり、教育委員会に報告さ

れています。

特別支援学級で使用する教科書は原則として、検定教科書、又は文部科学省著作教科書を使用することとなります。ただし、教科により当該学年の検定教科書、又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、これらに替わる適切な一般図書等を使用することができるかとされています。

資料には、通常の学級において使用する検定教科書以外のものを使用する場合の一般図書等を記載しています。なお、当該学年ではなく、下学年の検定教科書を使用する場合も同じく記載しています。資料に記載されている一般図書等は、いずれも文部科学省から示された一般図書一覧等を参考に、各特別支援学級設置校が十分に調査研究し、児童・生徒の教科の主たる教材としての内容を備えた、教育上適切なものと判断したものです。

なお、狛江第三小学校及び狛江第三中学校に設置されている自閉症・情緒障がい特別支援学級においては、通常学級と同一の検定教科書を使用するため、資料はありません。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

佐藤委員 各学校・学級から適切な教科書使用願いが出ていると思います。内容について異議はありません。特別支援学級用図書の使用状況について、教育委員会としてしっかり把握しなければいけないと思いますが、その体制を伺います。

指導室長 使用状況については、学校訪問等において、授業観察の際に確認しております。今後、図書の使用効果等についても、担当教員等から聞き取りを行えると良いと考えております。

佐藤委員 特別支援学級を応援する意味で、教育委員会としてしっかり把握していただきたい。

教育長 他にはいかがでしょうか。

小川委員 調査資料の中には、子どもたちが何回も繰り返して読むような楽しい一般図書も含まれています。検定教科書と文部科学省の著作教科書が中心ですが、子どもたちの興味・関心を呼び起こす様々な工夫がなされている一般図書も数多く出版されています。

子どもたちの実状に合わせて、授業に興味・関心を持ってもらうための資料として、幅広く調査研究をしていただきたい。

教育長 他に質問等がなければ、質疑・意見を打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。付議案件（２）議案第 30 号「令和 5 年度狛江市立学校使用特別支援学級用図書の採択について」を了承することよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、付議案件（２）議案第 30 号を承認します。

本日は報告案件はありません。他になければ、以上をもちまして、令和 4 年狛江市教育委員会第 8 回定例会を閉会します。